

あなたの力を、 介護予防にいかしてみませんか。



平成21年度 介護予防サポーター 大募集！

転倒や骨折が原因で、寝たきりや認知症になる高齢者の方が増加しています。

本市では、高齢者がいつまでも住みなれた地域で、元気に楽しく生活できるように介護予防支援事業を行っています。そのご協力をさせていただく「介護予防サポーター」をただ今募集しています。

現在20名の方が、介護予防に関する知識、技術を習得し、活躍されていますが、まだまだサポーターが必要ですので皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

★対象者

阿蘇市在住の校区単位で活動できる方

※単位老人クラブ会長選出の介護予防サポーターとは異なります

★活動内容

介護予防サポーター養成講習会を全4回、5月～6月に受講していただき、校区単位の介護予防事業「体力アップ教室」・「健康はつらつ講座」の体力測定や介護予防体操の協力等をしていただきます。

※有償ボランティアとして活動していただきます（若干の謝礼があります）。

★申し込み期限 4月24日（金）

★申し込み・問い合わせ先

一の宮保健センター ☎22-15088

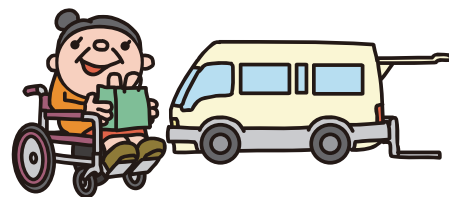
福祉事業紹介

体の不自由な方の移動をサポートする有償送迎サービスのお知らせ

～熊本県福祉有償運送事業～

他の人の介助によらず移動することが困難で一人でタクシーなどその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者等の方、また付き添われる方の送迎を有償で行っています。

ご利用希望の方は利用要件をご確認いただき、下記事業所へお申し込みください。



【利用要件】

- (1) 介護保険法に基づく要介護認定者のうち要介護度3～5の認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受け18歳以上のものにおいて、身体障害者手帳に第1種身体障害者である旨記載されている者
- (3) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受け18歳未満の者
- (4) 知的障害者福祉法に基づく療育手帳の交付を受け18歳以上のものにおいて、療育手帳の障害の程度の記載欄にA1又はA2である旨記載されている者
- (5) 知的障害者福祉法に基づく療育手帳の交付を受け18歳未満の者
- (6) (1) (2) (3) (4) (5) 以外のもので単独では公共交通機関の利用ができないと市町村長が認めた書面の交付を受けた者
- (7) 上記に該当しない、肢体不自由若しくは内部障害又は精神障害により単独では公共交通機関の利用ができないと市町村長が認めた書面の交付を受けた者

◎事業所

NPO法人 熊本すずらん会（熊本市）

☎096-312-8411

利用料については乗車時1km普通車で130円
迎車1kmで25円

熊本県高齢者障害者福祉生活共同組合（熊本市）

☎096-213-2940

利用料については乗車時1km普通車で110円
迎車1kmで50円

【問い合わせ先】健康福祉課 ☎22-3167